

特定健診・保健指導の円滑な実施に必要な経費**(都道府県 保険者協議会関係)****1. 保健師及び管理栄養士に対する特定保健指導のプログラム研修に必要な経費（新規）**

(要求概要)

40歳以上の被保険者・被扶養者を対象とする、内臓脂肪型肥満に着目した健診及び特定保健指導の実施が平成20年度より医療保険者に義務づけられる。これに伴い、医療保険者における特定保健指導の実施に携わる保健師及び管理栄養士の養成を行うため、各都道府県の保険者協議会において、実践的な特定保健指導のプログラムを習得させる研修を行うものである。

(H19年度要求額) 1. 2億円 H18年度 (—)

2. 医療保険者の特定健診・保健指導実施計画策定に関する支援・助言に必要な経費（新規）

(要求概要)

平成20年度より、各医療保険者に「特定健康診査等実施計画」の策定が義務づけられる。これに伴い、各都道府県の保険者協議会において、この計画に関する専門知識を有する保健師等を雇用し、計画策定の支援・助言を行うものである。

(H19年度要求額) 1. 4億円 H18年度 (—)

3. 特定健診・保健指導のデータ管理システムの開発に必要な経費（新規）

(要求概要)

検討中

※ 平成20年度より、各医療保険者に特定健診・特定保健指導に関する記録の保存が義務づけられる。国保に関しては、各都道府県の国保連が、国保からの委任を受けて健診等のデータを電子的に管理する場合におけるコンピューター処理システムの導入に必要な経費について、平成19年度予算要求において、補助する方向で検討している。

4. 健診・保健指導における都道府県等指導者研修に必要な経費

(要求概要)

医療保険者に特定健診・保健指導が義務づけられることに伴い、標準的な健診・保健指導プログラムを踏まえた、効果的な保健指導を実施するため、各都道府県の保険者協議会における実践的な特定保健指導のプログラムを習得させる研修担当者（都道府県等指導者）等に対し、健診・保健指導事業の企画・評価及び保健指導対象者の行動変容を支援するための能力の向上を図るため、国立保健医療科学院において研修を実施するものである。

(H19年度要求額) 2百万円 H18年度 (0.4百万円)

5. 保健指導技術の高度化の推進に必要な経費

(要求概要)

都道府県において、医療制度改革を踏まえた生活習慣病対策の充実・強化や、新たな健康課題に適切に取り組むため、その施策の実現に向け保健指導に従事する者に対する研修事業の企画・立案及び評価・検証の実施に必要な経費の一部を補助し、保健指導技術と知識の向上を図るものである。

(H19 年度要求額)

1. 2億円

H18 年度 (1.2 億円)

以上